

裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策について
－裁判の迅速化に係る検証における提言の紹介－
(民事司法改革オープンミーティング・レジュメ)

2013 年 3 月 16 日
一橋大学 山本和彦

1 裁判の迅速化に係る検証作業

- ・ 裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年）8 条
「1 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、2 年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。
2 前項の検証の結果については、第 3 条の規定による国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。」
- ・ 2005 年：第 1 回、2007 年：第 2 回、2009 年：第 3 回報告書（長期化要因の分析）
- ・ 2011 年：第 4 回報告書＝裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策の提言（cf. 第 5 回（2013 年）：社会的要因の分析を予定）

2 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

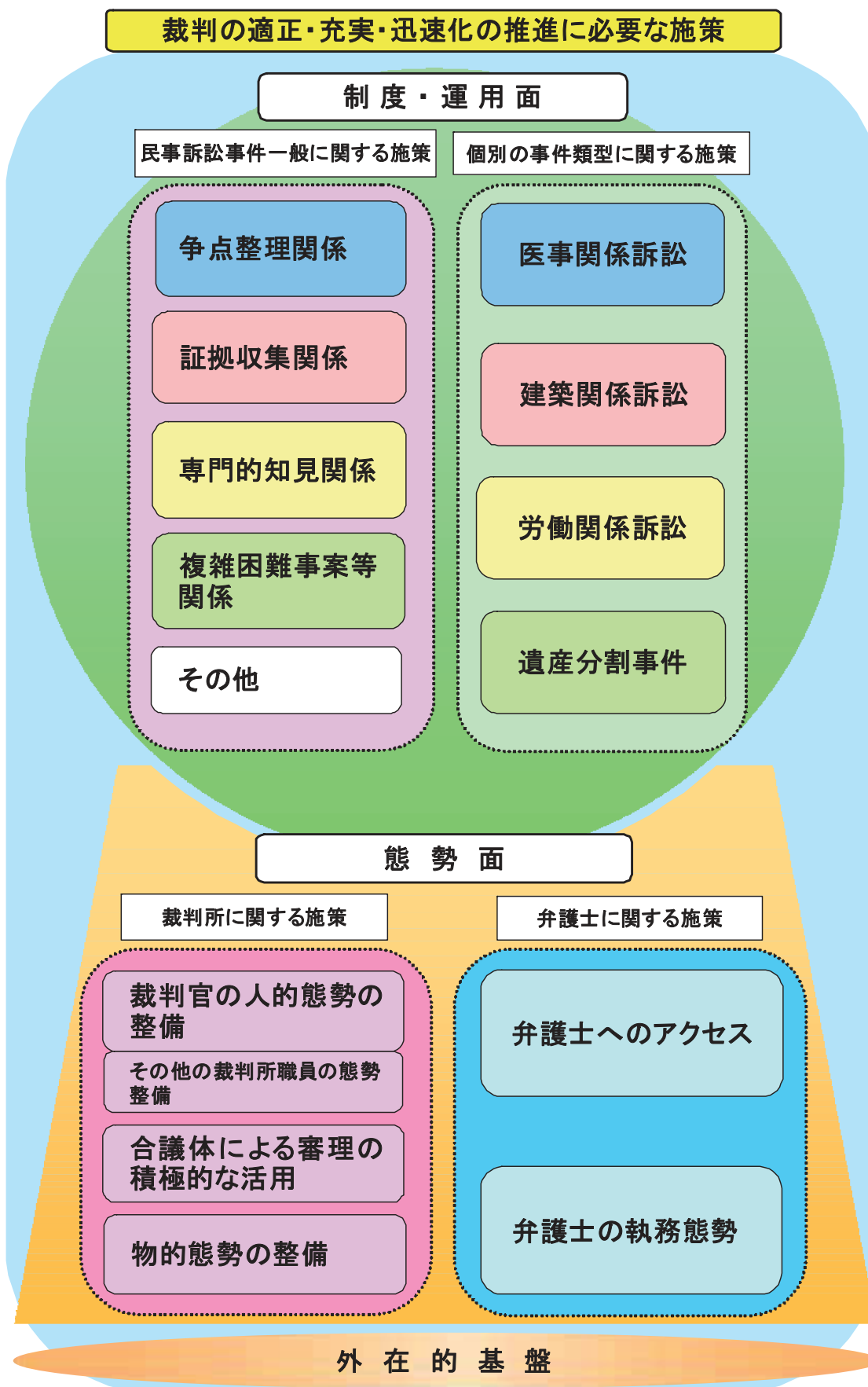
- ・ 争点整理に関連する施策：失権効等の導入、迅速手続の検討、ADR の結果の活用
- ・ 証拠収集に関連する施策：当事者照会制度の見直し、文書提出義務の拡大、ディスクリージャー・デポジション制度の導入、法廷侮辱に対する制裁の導入
- ・ 専門的知見を要する事案に関連する施策：専門委員の活用、弁護士の特任認定制度の創設、鑑定人のインセンティブ付与制度
- ・ 争点・当事者多数又は複雑困難事件に関連する施策：合議体審理の積極的活用、裁判所による照会制度の創設

3 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

- ・ 医事関係訴訟：医療 ADR の拡充、原因究明制度の確立、弁護士のサポート態勢の整備、鑑定人推薦のネットワークの拡充
- ・ 建築関係訴訟：契約の書面化、早期に概括的判断を行う手続の検討、保険制度の拡大
- ・ 労働関係訴訟：ADR の態勢充実、労働審判事件の態勢整備、適切な手続選択
- ・ 遺産分割事件：前提問題・付随問題の適切な解決、遺産物件の相当な評価額の認定

4 裁判所及び弁護士の実務態勢等に関連する要因に関する施策

- ・ 裁判所の執務態勢：裁判官の人的態勢の整備、合議体審理の積極的活用、法廷等の整備
- ・ 弁護士の執務態勢：弁護士へのアクセス強化、法律扶助・権利保護保険の拡充、弁護士に関する適切な情報開示、弁護士強制制度の導入



民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

争点整理関係

- 争点整理のステップの明確化
- 証拠収集方法の期限内提出制度の導入
- 集中的に口頭議論を行う期日の実現
- その利用が有効な事件類型における計画審理の再検討
- 時系列表等の提出を求める制度の導入
- 準備書面の分量制限等を求める制度の導入
- 攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁(失権効等)の導入
- 紛争当事者のニーズや事件規模等に応じた迅速手続の検討
- 本人訴訟への対応強化(弁護士強制制度の導入)
- ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入

複雑困難事案等関係

- 合議体による審理の積極的な活用
- 裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設

専門的知見関係

- 専門委員のより一層の活用(専門委員の機動的な任命・選任, 専門委員による意見陳述等)
- 大規模庁の専門部を核とした専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究, 蓄積, 利用
- 弁護士の研修等の充実
- 弁護士の専門認定制度の創設
- 適切な鑑定人の確保
- ADRの活動の充実

証拠収集関係

- 提訴前の証拠収集処分の見直し
- 文書送付囑託の応諾義務の明文化
- 当事者照会制度の見直し
- 文書提出義務の拡大
- 当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度の導入
- 証言録取制度の導入
- 法廷侮辱に対する制裁の導入

その他

- 法教育の浸透や国民への啓発活動の推進

個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

医療関係訴訟

- 医療ADRの拡充
- 中立第三者機関による原因究明制度の確立
- 弁護士のサポート態勢の整備
- 鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充
- 裁判所における集中的処理の充実

建築関係訴訟

- 合意内容の書面化に向けた業界慣行の改善
- 司法と建築家団体との地域レベルでの連携強化
- 損害額等の算定基準の検討
- 専門家の関与のもと、早期に概括的判断を行って審理期間を短くする手続の検討
- 保険制度の拡大

労働関係訴訟

- ADRの機能の充実
- 労働審判事件に関する態勢整備
- 裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択の促進
- 使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設

遺産分割事件

- 前提問題等が主張された場合に適切な解決を促進するための方策の検討
- 特別受益・寄与分に関する当事者の主張・証拠の提出の促進
- 参加意欲の乏しい者が関与した場合の手続の促進（調停に代わる審判の導入等）
- 遺産物件の確定及び評価を迅速に行う方策の推進
- 遺言等の普及の推進

※「民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」の専門的知見関係等も参照

裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

裁判所に関する施策

○ 裁判官の人的態勢の整備

大規模庁を始め、負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢を拡充

○ その他の裁判所職員の態勢整備

○ 合議体による審理の積極的な活用

裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備

○ 物的態勢の整備

法廷等の整備・使い勝手の向上、IT環境の整備

弁護士に関する施策

弁護士へのアクセス

- 弁護士の活動領域の拡大
- 法テラスの一層の整備・充実
- 民事法律扶助や権利保護保険の拡充
- 弁護士に関する適切な情報開示
- 本人訴訟への対応強化（弁護士強制制度の導入）

弁護士の執務態勢

- 弁護士の繁忙状況の解消
- 複雑な事件等についての弁護士のサポート態勢の整備
- 若手弁護士に対するOJTや研修の充実